

令和7年度野生動物被害補償制度のご案内

近年、野生動物（シカ・イノシシ）による農業被害が増大しており、その対策が急務となっています。

兵庫県では、JAグループ兵庫のご支援もいただきながら、兵庫県農業共済組合と連携し、被害のあった農家に補償金を支払う事業を実施しています。

詳細は、このパンフレットをご覧ください。

- ・ 補償対象区域は 神戸市、三田市、宝塚市、川西市、猪名川町、加古川市、高砂市、三木市、小野市、加東市、西脇市、多可町、加西市、姫路市、福崎町、神河町、市川町、たつの市、太子町、赤穂市、上郡町、相生市、佐用町、宍粟市、豊岡市、香美町、新温泉町、養父市、朝来市、丹波市、丹波篠山市、洲本市、淡路市、南あわじ市
- ・ 補償対象作物は 水稲
- ・ 加入要件は ①農業保険法に基づく水稲共済半相殺方式8割補償一筆半損特約付に加入していること
②この事業の対象区域（兵庫県が指定する市町）に住所を有する者であること
③農会または集落における水稲共済半相殺方式8割補償一筆半損特約付の加入者全員の全筆加入（農会または集落単位一括加入）であること
- ・ 補償対象とする事故は シカ・イノシシなどの獣害のみ
- ・ 補償期間は 移植期（又は播種期）から、適期の刈り取り時期まで
※圃場における通常の乾燥期間中は、補償の対象とします。
※育苗期間中や刈り遅れは補償の対象とはなりません。
- ・ 補償限度額は $\text{kg当り補償金額} \times \text{基準収穫量} \times 10\%$
※kg当り補償金額は、当該年産の水稲共済半相殺方式における告示最高額です。
※基準収穫量は、その年の天候を平年並みとし、肥培管理なども通常に行われたときに得られる収穫量で、耕地ごとに定められます。
- ・ 加入者負担金は 加入面積 1aにつき10円
※正当な理由なく納付を遅延した場合は、加入取り消しとなります。

| | | |
|-----------|--------|-----|
| 支払財源 | 加入者負担金 | 10円 |
| (1アール当たり) | 県補助金 | 20円 |
| | JA支援金 | 10円 |
| | 総額 | 40円 |

兵庫県
JAグループ兵庫
兵庫県農業共済組合

- ・ 補償金の支払は 獣害により耕地ごとに1割を超える被害が生じたとき
 ※支払財源に不足が生じる場合は、補償金の一部を削減することがあります。

＜2割までの被害の場合＞
 補償金＝kg当たり補償金額×(減収量－基準収穫量×10%)

＜2割を超える被害の場合＞
 補償金＝kg当たり補償金額×基準収穫量×10%

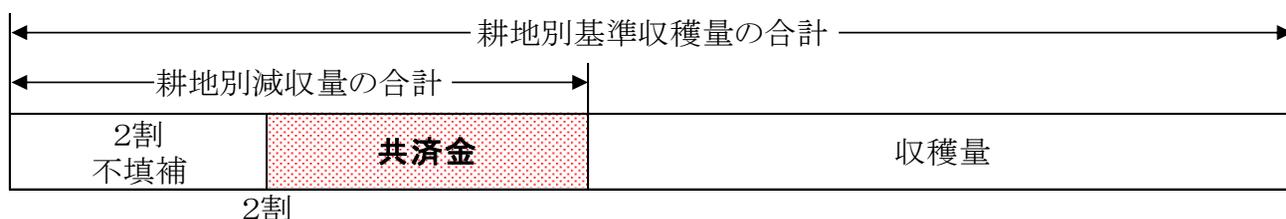
- ・ 被害発生の通知は 補償金の支払を受けるべき獣害があるときは、速やかにNOSA Iの事務所に連絡してください。
- ・ 加入者負担金の精算は 支払財源に残金が生じたときは、加入者負担金に応じて残金を還付します。

水稲共済と野生動物被害補償制度の関係

NOSA Iの水稲共済は、国の農業保険制度として全国で実施されていますが、兵庫県では野生動物による被害について水稲共済を補完するため、野生動物被害補償制度を実施します。

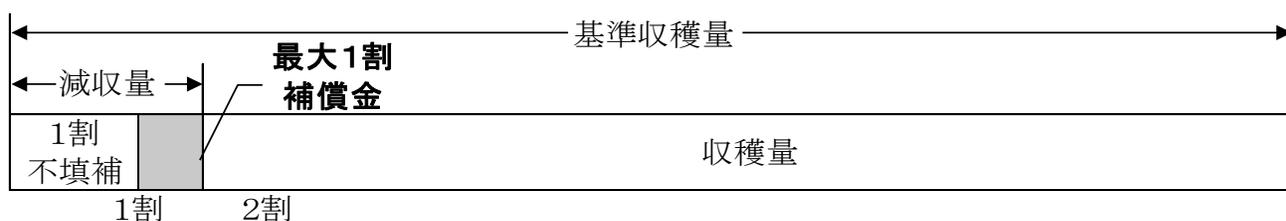
- ①水稲共済(半相殺方式8割補償)：共済事故の種別にかかわらず、農家ごとに、耕地別減収量の合計が、耕地別基準収穫量の合計の2割を超える部分につき、共済金を支払います。

〈共済事故の種別にかかわらず、農家単位で合算〉



- ②野生動物被害補償制度：獣害による被害耕地ごとの減収量が、被害耕地ごとの基準収穫量の1割を超える場合に、その1割超過2割以下の部分につき、補償金を支払います。

〈獣害による減収が1割超過2割以下の耕地〉



〈獣害による減収が2割を超える耕地〉

